

財務省告示第四百四十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成十八年度における限度額等を定める件（平成十八年三月財務省告示第百五十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

表第二項を次のように改める。

二 関税率表第二八四九・一　号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九　号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・一　号の一の(三)に掲げる物品のうち	七三二、三四一千円
水銀の炭化物	

表第一四項中「関税率表」の下に「第三 六・九一号及び」を加える。

表第一八項中「第四二 五・ 号」を「第四二 五・ 号の二」に改める。

表第一三項中「第四四 九・二 号の三の二」を「第四四 九・二九号の三の二」に改める。

表第一七項を次のように改める。

一七 関税率表第四四 九・二一號の一又は第四四二・九 号の一に掲げる物品	三二一六、四六一千円
--	------------

表第二九項中「、第四四一二・二二一號、第四四一二・二三號、第四四一二・二九號、第四四一二・九二號、第四四一二・九三號」を「、第四四一二・一 号の二、第四四一二・九四號」に改める。

表第三三項中「第四四一二・一三號、第四四一二・一四號及び第四四一二・一九號」を「第四四一・一 号の二、第四四一二・三一號、第四四一二・三九號」に改める。

二・一 号の一、第四四一二・三一號、第四四一二・三二號及び第四四一二・三九號」に改める。

表第三四項中「第四六 二・一 号の二又は二」を「第四六 二・一 号、第四六 二・一 二号又は第四六 二・一九號の二」に、「第四六 二・一 号の三」を「第四六 二・一九號の二」に改める。

表第三六項中「第五八 三・九 号の一の二」を「第五八 三・ 号の一の二」に改める。

表第四一項中「第五八三・一號」を「第五八三・二號の一」に改める。

表第四三項を次のように改める。

四三	関税率表第五四 二・二 号の一の(一)、第五四 二・三 三号の二の(一)、第五四 二・四六号の一の(一)、第五四 二・四七号の一の(一)、第五四 二・五一号の一の(一)又は 第五四 二・六二号の一の(一)に掲げる物品 関税率表第五四 二・四四号の一の(一)に掲げる物品のう ち ポリエスチルのもの	八三八、六五七千円
----	--	-----------

表第四五項中「第五六四・二号の一の(一)又は第五六四・九号の一」を「第五六四・九号の一の(一)」に改める。

号の一の(一)のB又は三に改める。

表第四八項中「第五六七・九号」を「第五六七・九号の一」に改める。

表第五項中「第五七二・五一号、第五七二・五一号、第五七二・五九号」を「第五七二

・五号」に改める。

表第五二項中「第六二・九号」を「第三六・一號の二の二、第六二・九号」に改める。

表第五三項中「第六二・九・一號の一、」を削る。

表第五四項中「關稅率表第六二・九・一號の二の二に掲げる物品のうち」を削る。
「附屬品」

表第五八項中「、第六三一二・五一号」及び「、第六三一二・九二号」を削る。

表第七一項中「第七四七・二九号」を「第七四〇七・二九号の二」に改める。

表第七七項中「、第八一一一・四号」を削る。